

日医発第 384 号(健Ⅱ)
令和 7 年 6 月 3 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡辺 弘司
(公印省略)

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.2 版）」
の公表について

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.1 版）については、令和 6 年 3 月 25 日付日医発第 2242 号（健Ⅱ）において、ご連絡したところです。

この度、刑法等の一部改正に伴い、手引きに掲載している「受診券」の注意事項にある、受診券を不正に使用した者への詐欺罪の刑罰「懲役」の表記を「拘禁刑」に改める等の修正を行ったとして、別添のとおり厚生労働省保険局から関係団体宛に周知方協力依頼がありました。

手引きにつきましては、厚生労働省のホームページ（下記 URL 参照）に 6 月 1 日に公表されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、同手引きにあるとおり、本件については、可能な範囲でご対応いただく方針で差し支えないことが申し添えられております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ】

- ・「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.2 版）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 30 日

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医 療 費 適 正 化 対 策 推 進 室

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.2 版）」
の公表について

特定健康診査及び特定保健指導の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和 7 年 6 月 1 日から施行される刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.1 版）」に掲載している受診券の注意事項にある「懲役」の表記を「拘禁刑」に改める等の修正を行いました。

つきましては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.2 版）」を令和 7 年 6 月 1 日に厚生労働省ホームページに公表いたしますので、貴管下関係団体又は市町村への周知をお願いします。

なお、同手引きの 70 頁において、「必要に応じて、健診内容、窓口での自己負担、注意事項その他の記載内容について、所要の変更又は調整を加えることができる」とされていることから、本件についても、可能な範囲で御対応いただく方針で差し支えないことを申し添えます。

（※）厚生労働省ホームページ

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.2 版）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

【担当】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室 木下、倉永、松村
TEL:03-5253-1111（内線 3386）
tekiseika01@mhlw.go.jp

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック・予防医療学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
日本保健指導協会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会